地域団体等への物品貸出要領(ふれあい活動推進事業)

1. 貸出対象及び貸出物品

地区内の自治会・町内会及び地域団体の使用に供する場合とする。また、地区外の団体への貸出も行う。

貸出物品は別紙1の貸出物品一覧表のとおり。

2. 予約について

電話・来庁によるものとし、地区内の団体については使用予定日の1年前から受け付けるものとする。

地区外の団体については使用予定日の2ヶ月前からの受付とする。

3. 貸出手続き

別紙2の物品貸出申込書によるものとし、申請者等が直接、車両等への積み込みを行うこと。

物品貸出申込書の届出及び貸出・返却は平日の8:30~17:00までとする。

4. 返納について

申請者の責任において必ず清掃を行い、次に使用する団体が困らないよう 原状復帰すること。なお、紅白幕については、必ずクリーニングのうえ、返却 をすること。

また、万一貸出物品を破損又は故障させた場合は、同一の物品又は同等品を弁償すること。

なお、返却予定日に返却が無い場合については、以降の貸出を制限する場合がありますので、御注意ください。

5. 貸出を制限する品目及び期間

別紙3の貸出を制限する品目及び期間一覧表のとおり。

以上

事務担当 湘南大庭市民センター 地域経営担当

貸出物品一覧表

かき氷機(電動)	1台
ポップコーン機	1台
綿菓子機	1台
テント	2張り
臼	1 基
杵大・中・小・子供用	各1本
釜戸	2台
紅白幕(2間)	4枚
紅白幕(3間)	12枚

貸出を制限する物品及び期間一覧表

<行事名> <該当物品> <制限期間>

1. ふるさとまつり テント → 開催日2週間前~開催日 (10月下旬頃実施) 紅白幕 → 開催日1週間前~開催日 ポップコーン機 → 開催日1週間前~開催日

2. どんど焼き 臼・杵 → 開催日2週間前~開催日 (1月初旬~中旬頃 (雨天の場合は予備日まで) 実施)

3. 新春のつどい 紅白幕 → 開催日2週間前~開催日 (1月初旬~中旬頃

4. 子どもまつり かき氷機 → 開催日1週間前~開催日 ポップコーン機

(7月中旬~下旬頃 実施)

実施)